

南島原市建設工事安全点検実施要領

(目的)

第1条 この告示は、南島原市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の安全点検（以下「点検」という。）について必要な事項を定め、監督員及び現場代理人の安全意識を向上させることにより、工事現場の安全衛生管理の徹底を図ることを目的とする。

(点検の種類)

第2条 点検の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般安全対策
- (2) 作業現場の安全対策

(点検の対象)

第3条 前条における点検の対象となる工事は、契約金額が500万円以上の工事とする。

(点検の時期)

第4条 点検は、工事の施工途中において行うものとする。

(点検者)

第5条 点検を行う者（以下「点検者」という。）は、総務部管財契約課検査班の職員とする。

(点検の方法)

第6条 点検は、工事現場において工事安全点検チェックリスト（別記様式）により行う。なお、必要に応じて現場代理人等の立会いを求めることができる。

(点検結果の通知)

第7条 点検者は、点検の結果を工事安全点検チェックリストにより監督員及び主任監督員に報告するものとする。

(工事成績評定への反映)

第8条 南島原市の所掌する事業に係る建設工事の成績評定（以下「工事成績評定」という。）を行う者（監督員、主任監督員、工事担当課長及び検査職員）は、点検の結果及び対応状況を工事成績評定に適切に反映するものとする。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。